

厚生労働省発薬食0918第79号  
平成27年9月18日

薬事・食品衛生審議会  
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

諮問書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二のもの）並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類に係る下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 法第24条第1項に規定する政令で定める製品の指定
- 2 法第25条に規定する政令で定める用途の指定